関係事業者間取引収益	関係事業者間取引収益（需給調整費、合成メタン等調達費相当金及び需要調査・開拓費としてそれぞれ算定された額のうち、事業者の導管部門（託送供給等関連業務に関する部門をいう。）以外の部門が導管部門から得る収入に相当する額（特別関係導管事業者がいる場合にあっては、事業者が特別関係導管事業者から得る収入額）をいう。以下同じ。）は、実状に応じた適正な見積額とする。
（略）	（略）

㈱１．・２．　（略）

別表第３（第９条関係）

第２表

供給販売費の機能別原価への配分基準表

項目		直課	帰属（括弧内は例示）	配賦
（略）	（略）	（略）	（略）	
諸経費	（略）	（略）	（略）	
	合成メタン等調達費相当金	託送供給特定原価に直課		
	（略）	（略）	（略）	
（略）		（略）	（略）	

第４表

その他費の機能別原価への配分基準表

項目		直課	帰属	配賦
（略）		（略）	（略）	（略）
関係事業者間取引収益	（略）			（略）
	合成メタン等調達費相当金に係るもの	従量原価より控除		
	（略）	（略）		
（略）		（略）	（略）	（略）

関係事業者間取引収益	関係事業者間取引収益（需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費としてそれぞれ算定された額のうち、事業者の導管部門（託送供給等関連業務に関する部門をいう。）以外の部門が導管部門から得る収入に相当する額（特別関係導管事業者がいる場合にあっては、事業者が特別関係導管事業者から得る収入額）をいう。以下同じ。）は、実状に応じた適正な見積額とする。
（略）	（略）

㈱１．・２．　（略）

別表第３（第９条関係）

第２表

供給販売費の機能別原価への配分基準表

項目		直課	帰属（括弧内は例示）	配賦
（略）	（略）	（略）	（略）	
諸経費	（略）	（略）	（略）	
	バイオガス調達費	託送供給特定原価に直課		
	（略）	（略）	（略）	
（略）		（略）	（略）	

第４表

その他費の機能別原価への配分基準表

項目		直課	帰属	配賦
（略）		（略）	（略）	（略）
関係事業者間取引収益	（略）			（略）
	バイオガス調達費に係るもの	従量原価より控除		
	（略）	（略）		
（略）		（略）	（略）	（略）